

元気ハツラツ富山の田舎 活性化に向けて

元気な中山間地域づくり支援事業(中山間地域等直接支払制度)
を活用した取組事例



農業体験学習 (小矢部市屋波牧集落)



自己施工による用水路の改修 (魚津市下楯集落)

平成24年3月
富山県農村振興課

目次

1. 第3期対策の概要 2

2. 制度を活用した取組事例 4

〈地場産農産物の加工・販売に取り組む事例〉

- ①小矢部市屋波牧「地場産農産物の加工・販売による地域の活性化」..... 4

〈農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例〉

- ②高岡市福岡町沢川「集落営農を基盤とした持続的な農業生産活動の展開」..... 6

〈機械・農作業の共同化に取り組む事例〉

- ③富山市八尾町谷橋「共同防除作業面積の拡大」..... 8
④氷見市土倉「機械共同化により集落が一致団結、地域の活性化へ」..... 10
⑤黒部市栗寺「持続可能な農業生産を目指した機械・農作業の共同化」..... 12
⑥南砺市太美「営農組合による機械・農作業の共同利用面積の拡大」..... 14

〈集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例〉

- ⑦上市町大松「サポート体制の整備」..... 16

〈農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例〉

- ⑧魚津市下椿「鳥獣被害対策と生産基盤の整備により生産意欲を向上」..... 18
⑨砺波市孫子「農業施設の整備による生産条件の強化」..... 20

〈鳥獣害対策に取り組む事例〉

- ⑩滑川市東福寺野「集落が一体となった鳥獣害対策」..... 22

〈その他、取り組みに特徴のある事例〉

- ⑪立山町白岩「景観形成作物の作付けによる農地の保全活動」..... 24

3. さらなる集落の活性化に向けて 26

中山間地域等直接支払制度第3期対策

拡充のポイント①

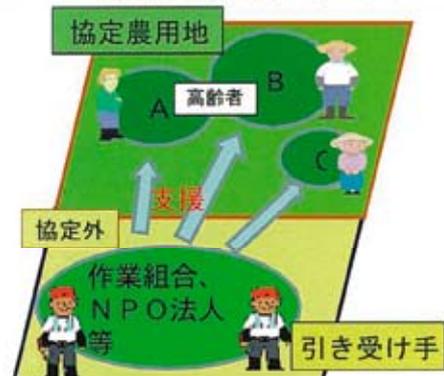
【集団的サポート型の創設】

協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難となった場合の引き受け手（集落内の農業者や集落外の作業組合、NPO法人、農協など）をあらかじめ協定に位置づけることで体制整備単価を交付（集団的かつ持続可能な体制の整備）

【イメージ1：協定内の引き受け手によるケース】



【イメージ2：協定外の引き受け手によるケース】



拡充のポイント②

【小規模・高齢化集落支援加算の創設】

小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて、複数集落にて協定を締結した場合に、小規模・高齢化集落の農用地面積に応じて交付金を加算



拡充のポイント③

【一団の農用地要件の緩和】

協定農用地として共同取組活動が行われる場合は、合計が1ha以上であれば1ha未満の小団地や飛び地なども対象農用地として取り込みが可能となります。



(元気な中山間地域づくり支援事業)の概要

実施期間

○平成22年度～平成26年度(5年間)

集落協定による取り組み活動

体制整備活動：基礎活動に加え担い手の育成など、前向きな取組活動

基礎活動

(耕作放棄地の発生防止など基礎的な活動)

①農業生産活動など

- ・集落マスタープランの作成
(集落の将来像を明確にします)
- ・耕作放棄地の防止など
(耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します)
- ・水路・農道などの管理
(草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します)

②多面的機能増進活動

(いずれか1つ以上)

- ・国土保全機能の増進
(農地の周辺林地の管理など土壌の流失を防ぎます)
- ・保健休養機能の増進
(景観作物の作付けや体験農園、棚田オーナー制度など農村を憩いの場にします)
- ・自然生態系の保全
(ビオトープの確保や鳥類の餌場の確保など、自然環境を守ります)

③農業生産活動などの体制整備

・農用地等保全マップの作成、活動の実践

〔A要件(いずれか2つ以上)〕

- 協定農用地の拡大
(既耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大を図ります)
- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 地場産農産物等の加工・販売
- 農業生産条件の強化
(生産条件の改良(自己施工に限る)が行われた対象面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上の増加を図ります)
- 新規就農者の確保
- 認定農業者の育成
- 多様な担い手の確保
(棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園やNPO法人、企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営を実施します)
- 担い手への農地集積(利用権の設定等、協定農用地面積の5%以上の増加を図ります)
- 担い手への農作業の委託

〔B要件(いずれか1つ以上)〕

- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 担い手集積化(利用権の設定等、協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加を図ります)

〔C要件〕【集团的サポート型】

○集团的かつ持続可能な体制の整備

(協定参加者が活動困難となった場合に備え、あらかじめ他の参加者等の引き受け手を協定に位置づけします。)

拡充のポイント①

※A要件のうち2つ以上、又はB・C要件のうち1つ以上を選択し取り組むことで、体制整備単価を交付

基礎単価(体制整備単価の8割)

体制整備単価

加算単価

加算単価：より積極的な取り組み

・規模拡大加算

田：1,500円/10a
畑：500円/10a

・土地利用調整加算

田：500円/10a
畑：500円/10a
(要件を満たす集落全体に加算)

・法人設立加算

田：600円/10a
畑：500円/10a
(1協定60千円/年を上限とする。)

・小規模・高齢化集落支援加算

(小規模・高齢化集落を取り込み、1集落協定として取り組む場合に加算額を支給)

田：4,500円/10a
畑：1,800円/10a

(当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算)

※従来の耕作放棄地復旧加算は、体制整備活動(A要件)に変更されました

拡充のポイント②

※朱書き部分は、第3期対策からの変更・追加箇所

平成23年度 農村環境保全優良活動コンクール 知事賞受賞団体

1 地場産農産物の加工・販売による地域の活性化

1 集落協定の概要

市町村・協定名	おやべし やなみまき 小矢部市 屋波牧			
協 定 面 積 5.4ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交 付 金 額 95万円	個人配分			20%
	共同取組活動 (80%)	共同機械・水路等の補修のための交付金積立		18%
		水路・農道等の清掃草刈等の維持管理		14%
	地場産農産物の生産・加工・販売施設の建設返済金		48%	
協 定 参 加 者	農業者10人、非農業者2人			開始：平成12年度

2 取組に至る経緯

当集落では、農業者の高齢化と過疎化等で、担い手不足が著しく、農業の維持・継続が困難な状況となっていたことから、平成12年度に集落協定を締結し、農地での生産活動や草刈作業などの維持管理を、年間を通じて集落ぐるみの共同作業により行ってきた。加えて、集落にやすらぎの空間を創出するため、法面に桜の木を植樹し、景観形成を行ってきた。

平成17年度からは新たに農業機械の共同利用・共同作業、平成20年度に漬物加工施設を建設し、赤かぶ漬けの製造・販売に取り組んできた。また、赤かぶを栽培するにあたり、集落内の耕作放棄地を復元し作付を行ってきた。

3 取組の内容

当集落では、農業機械の共同利用を進めることにより、農作業コストの低減を図るとともに、農産物の付加価値拡大を図るため、耕作放棄地を利用して赤かぶを栽培し、赤かぶ漬けの製造・販売を行う6次産業化に取り組んでいる。また、平成20年度より毎年、地元小学校と連携して農業体験学習を行い、収穫された農産物は学校給食として提供するなど、食育面での取り組みも行っている。

近年では竹の子やふきの加工品も新たに開発し、道の駅や地元スーパー等での販売にも取り組んでいる。



復元農地での農業体験学習



地場農産物の対面販売



集落の将来像

- 法面に花木を植えることにより集落にやすらぎの空間を創出しつつ、耕作者が不在となった農地を共同で管理しながら、赤かぶ等の野菜を生産・加工・販売し、地産地消を拡大し、集落全員が豊かに農業を営むことができる体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業機械の共同化範囲を水稻栽培まで拡大する。
- 地場産農産物の加工・販売を拡大するとともに、山菜の加工・販売にも新たに取組む。
- 後継者が不在となり農業の継続が困難となった農地は共同で管理を行う。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田5.4ha)

個別対応

水路・作業道の管理
(水路2.85km、年3回清掃、
草刈り、10箇所目地補修)
(農道0.76km、年2回草刈り)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時(豪雨後))

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.3ha、年2回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(機械・農作業の共同利用を
0.7a(13%)拡大)

共同取組活動

特産物の栽培・加工・販売
(赤かぶ漬け物の販売量
300kg増加、新規に竹の子・
ふきの生産・加工)

共同取組活動

集落外との連携

- 地元小学校と連携した、児童の農業体験学習

4 今後の課題等

販売努力を行うことにより、農業を作業ではなく産業として捉える意識が強くなった。また、販売している農産物や加工品が売れる事が協定参加者の自信と集落の活気につながっている。一方で、協定参加者の高齢化が進行しており、30代40代の若い協定参加者がおらず、協定参加者の負担が大きい事が課題である。今後も農業体験学習を行い、農作業の一部を外部に協力してもらう事により、協定参加者の負担軽減に繋がる方策を検討する必要がある。

第2期対策の主な成果

- 耕起作業における機械の利用と作業の共同化促進 (H17:0.8ha、H21実績:1.4ha)
- 耕作放棄地の復旧 復元面積 (H17:0.08ha、H21:0.20ha)
- 非農家との連携による多面的機能の持続的発揮 集落協定参加非農家数 (H17:0人、H21:2人)

2 集落営農を基盤とした持続的な農業生産活動の展開

1 集落協定の概要

市町村・協定名	たかおかしふくおかまち そうごう 高岡市福岡町 沢川			
協定面積 23.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 448万円	個人配分			0%
	共同取組活動(100%)	農用地の維持管理費		34%
		水路、農道等の維持管理費		29%
		農業生産活動の体制整備に向けた活動経費		22%
		交付金の積立・繰越		12%
その他		3%		
協定参加者	農業者10人、集落営農1			開始：平成13年度

2 取組に至る経緯

当集落は、高岡市北西部の石川県境（宝達志水町に隣接）に位置し、市内において最も高いところ（標高約350m）に存在する集落である。公共施設や商業施設等へのアクセスの面で平野部に比べ利便性に劣ること、また、農林産物の価格低下に伴う農林業経営の悪化等から、人口が著しく減少しており、農作業従事者の高齢化、担い手不足といった問題が深刻化している。その為、集落全体で共通認識を持ち、耕作放棄地の発生抑止に努めるとともに、一体となって、農地の多面的機能の維持・保全活動を行うため、平成13年度より本制度への取組を開始している。

3 取組の内容

平成15年3月に沢川営農組合を設立。沢川集落内にある農地の大部分を集約化し、一元的な管理を行っている。（沢川集落の協定農用地面積23.5ha中、18.9haについて営農組合が管理。）第3期対策では、体制整備単価要件としてC要件（集团的サポート型）を選択。協定参加者が継続困難な農用地において、営農組合がサポートする体制を構築した。

また、国の補助事業を活用し、総延長約3kmに及ぶ電気柵を整備。鳥獣被害抑止に向けた取組活動も積極的に行っている。



一面に広がる棚田の風景



集落営農による稲刈り作業



集落の将来像

- 「沢川集落は、人と自然に優しく、住み良い村づくりを目指して、手と手を…」
- 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

将来像を実現するための活動目標

- 営農組合を中心に、協定参加者が一致団結して共同取組み活動を行うことで、農地の保全と集落の活性化を図る。

[活動内容]



集落外との連携

- 毎年、栃丘集落内で開催される竹の子まつり(5月)、五位山地域秋の収穫祭(11月)において地場農産物を直売する等、集落内外で、安心・安全な農産物の提供を行っている。

4 今後の課題等

将来にわたって持続的な農業生産活動を行っていくために、協定参加者の意思統一を徹底し、共同取組み活動を強化していくことが重要である。

一方、集落内の農業従事者の高齢化は年々進んでおり、営農組合の存続にあたっては、後継者となる人材の発掘・育成が当面の大きな課題となっている。

第2期対策の主な成果

- 営農組合への農地集約化 協定農用地面積に占める営農組合管理地割合の増加。
(2期対策開始時:約66%、3期対策開始時:約80%)
- 都市住民との交流による地域活性化 栃丘竹の子まつり、五位山地域秋の収穫祭における交流。
(参加者約1,000名と定期的に交流活動を行う。)

3 共同防除作業面積の拡大

1 集落協定の概要

市町村・協定名	とやましやつおまち やきょう 富山市八尾町 谷橋			
協定面積 16.1ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 243万円	個人配分			38%
	共同取組活動(62%)	共同防除、水路農道補修等		51%
		水路・農道維持管理費		6%
		役員報酬		5%
協定参加者	農業者13人、非農業者4人			開始：平成12年度

2 取組に至る経緯

当集落は、過疎化・高齢化の進行により、農業生産活動の継続や集落内の農地の保全が懸念される状況にあり、各戸が機械を保有する個別完結型農業のため効率性や採算性が低い農業生産活動であることが課題となっていた。このため、平成12年度に、隣接する2集落で集落協定を締結し、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、効率的で継続的な農業生産活動を目指した農道・水路の整備と維持管理活動、また、農業機械の共同利用と共同作業化を目指した活動に取り組むこととした。

3 取組の内容

第1期対策では、基本的な農業生産条件の維持・改善・整備を中心に取り組み、協定参加者の自己施工による農道のコンクリート舗装（約0.4km）を行ない、草刈り作業など農道や水路の維持管理に係る労力の軽減を図ってきた。

第2期対策では、農道や水路の維持管理や改善・整備（農道舗装0.44km、水路改修0.04km）に取り組むとともに、新たに共同利用のための防除機（ラジコン操作、動噴）を購入し、協定面積の4割強となる6.2haの共同防除作業を実施した。

第3期対策では、当集落協定農地に隣接する地区外居住者所有の農地についても参加を呼びかけ、協定農用地を拡大（13.6haから16.1haに）するとともに、共同防除作業を、対象となる水稻作付け田全体に拡大した。

なお、協定参加者の自己施工による農道舗装やひまわり作付けによる多面的機能向上活動にも継続して取り組んでいる。



農道舗装作業風景



共同防除作業風景



集落の将来像

- 農作業や農業機械の共同化を推進し、農業コストの低減を図るなど地域の実情に即した持続的な農業生産活動が行えるようにしていく。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業や農業機械の共同化を推進する。
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合は、集落内外の担い手農家を中心に管理する。

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理 (田16.1ha)</p> <p>個別対応</p>	<p>景観作物作付け (景観作物としてひまわりを 約0.8ha作付けた。)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>機械農作業の共同化 (防除の共同利用を6.2ha (45%)実施、目標9.0ha)</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・作業道の管理 (水路4.7km、年2回清掃、 草刈り) (道路4.0km、年2回草刈り、 簡易補修)</p> <p>共同取組活動</p>		<p>協定農用地の拡大 (2期対策13.6haから3期 対策16.1haに増加)</p> <p>共同取組活動</p>
<p>耕作放棄されそうな農用地は 担い手農家に作業委託する。 (随時)</p> <p>共同取組活動</p>		

4 今後の課題等

農業従事者の高齢化と減少が進行していることから、各自の負担軽減を図りながら効率的な農業生産活動を進める。併せて、耕作放棄地発生防止のために、協定参加者が協力関係を深め、中核農家を中心として各自の役割を担いながら、田植えや刈り取りなどについても機械の共同利用や作業の共同化を図っていく必要がある。

第2期対策の主な成果

- 病害虫防除機械の共同利用と共同作業 H17：0ha→H21：6.2ha
- 非農家との連携による多面的機能の持続的発揮 景観作物の栽培 H21：2名
- 農道コンクリート舗装447m、水路改修40m（コルゲートフリューム敷設）

4 機械共同化により集落が一致団結、地域の活性化へ

1 集落協定の概要

市町村・協定名	ひみし つちくら 氷見市 土倉			
協定面積 12.2ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 205万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	農道等の維持管理・補修等		20%
		農用地の維持管理費		30%
		役員報酬		10%
協定参加者	農業者18人、非農業者4人			開始：平成17年度

2 取組に至る経緯

当集落は、年々過疎化や高齢化が進行する中で、集落内の農地を保全できなくなるという危機的状況に近い将来訪れることを見通して、平成17年度の第2期対策開始時に集落単独で協定を締結し、農業機械の共同利用や農用地の維持活動及び農道舗装整備等に積極的に取り組んできた。

第3期対策では、第2期対策に続き、共同取組活動に主体を置いて取り組みを進め、集落が一致団結し、さまざまな弱点を克服していくこととしている。

3 取組の内容

当集落は、市内でも標高が1、2番目の高さに位置した集落である。農用地のほとんどが山の斜面に沿って切り開かれた棚田が大半を占めているため、高齢化した耕作者にとって困難な状況であるが、農業機械の共同利用をすることにより困難な状況を克服し、耕作放棄地の発生を抑えている。また、草刈り等の維持管理に関しては都市部に居住している集落出身の若者たちを呼び寄せて集落を挙げて取り組んでいる。イノシシによる被害が発生しており、集落全体で耕作放棄地の草刈りを行って、集落内の環境保全と鳥獣被害防止に努めている。



協定参加者による報告会



共同機械を利用した共同防除



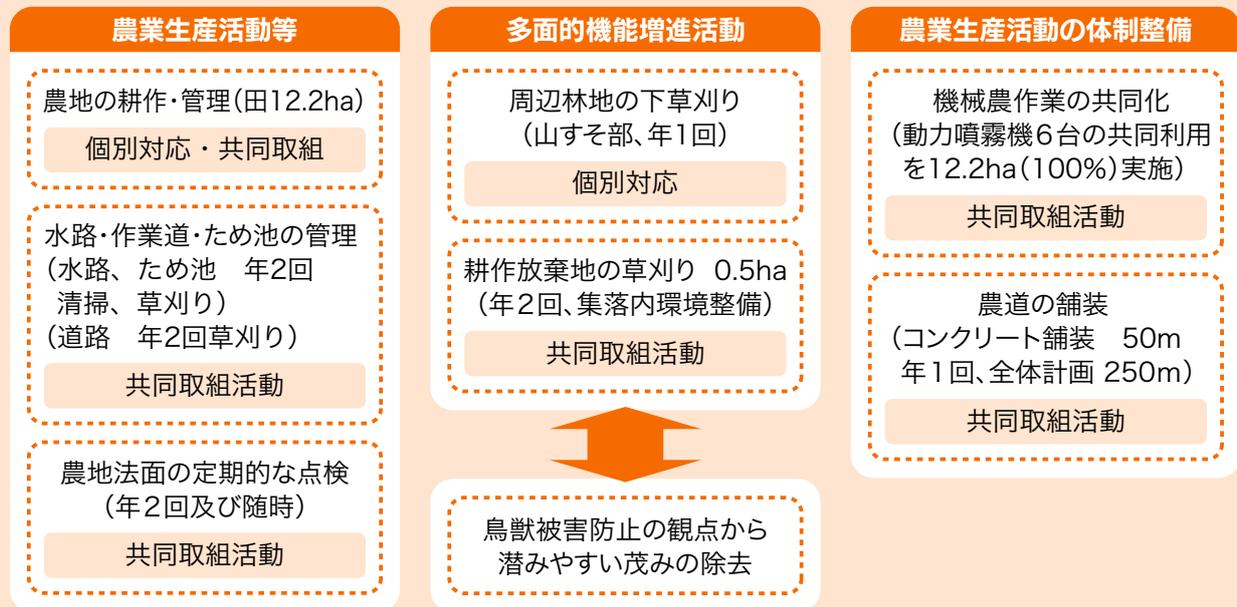
集落の将来像

- 「おらっちゃんの田んぼは、おらっちゃん土倉集落で守る。」
地域農業も含め、集落を存続していくためには、土地、水、人など資源の確保が必要である。そのためにも基盤の整備を図り、将来の担い手に現状維持の状態を引き継いでいく。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業や農業機械の共同化を推進し、集落全体で成し遂げる。
- 草刈りや農道舗装の共同活動に積極的に参加し、集落のまとまりを構築する。
- 担い手の育成に取り組み、集落全体で支援する体制づくりを行う。

[活動内容]



4 今後の課題等

集落協定締結時の平成17年度から6年が経過し、ますます高齢化が進んでいるが、これまで計画していた幹線の農道舗装がほぼ完了し、これ以降は支線の舗装に移ってきている。また、共同活動を取り組むことにより、年々集落のまとまりが強くなってきていると感じている。今後は、担い手の育成と新規就農者の確保に力を注いでいくことが課題である。また、イノシシによる農作物被害が年々増加していることから、集落挙げての防除対策（電気柵の設置、捕獲おりのえさ管理）にも取り組んでいきたい。そして、将来的には、隣接する坪池、赤毛集落と連携しながら、営農組織の構築を目指していきたい。

第2期対策の主な成果

- 農業機械の共同利用の拡大（第2期 9ha、第3期 12ha）
- 共同利用する農業機械の購入（共同防除 動力噴霧器4台、液体噴霧器2台）
- 非農家との連携による多面的機能の持続的発揮 集落共同作業における非農家参加者数（4名）

5 持続可能な農業生産を目指した機械・農作業の共同化

1 集落協定の概要

市町村・協定名	くるべし くりでら 黒部市 栗寺			
協定面積 21.8ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米・そば			
交付金額 458万円	個人配分			0%
	共同取組活動(100%)	農用地の維持管理費		22%
その他 (共同機械購入、共同作業)		78%		
協定参加者	農業者16人			開始：平成12年度

2 取組に至る経緯

当集落の協定農用地エリアは、東西1km、南北600mであり、人口は60人、15世帯の小さな集落です。地形は、黒部川扇状地を望む北側斜面と南側は谷部となっており、十二貫野丘陵の尾根伝いに水田が広がっています。人口が少ないながらも、取り組み当初は農業者が40代から50代で構成されていました。しかし、将来的に人口増が見込めない地域であり、持続的な農業生産活動を目指して取り組んでいます。

3 取組の内容

認定農業者の育成、機械・農作業の共同化を目標に掲げ、第2期対策では、集落の中核的リーダーとなる認定農業者（1名）の育成目標を達成することができました。

また、より効率的な農作業を目指し、共同機械の購入を計画的に進め、第2期対策においてコンバイン1台（5条刈り自脱機能付き）を購入しました。

第3期対策では田植機（8条植）を購入し、機械農作業の共同化をさらに進めたところであり、平成23年4月には、集落内農家が構成員となり、機械の共同利用組織を立ち上げ、防除等を中心とした作業を集落内の協定農用地の約70%で実施しています。



防除作業



堆肥等の散布作業



集落の将来像

- 集落ぐるみで地域の実情に即した持続可能な農業生産活動の体制を整備し、多様な担い手の確保と認定農業者の育成を行い、現在耕作している面積を減らさないようにする。

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化等営農組織体制の強化
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田21.8ha)

個人対応

水路・農道の管理
(水路2.4km年2回清掃、草刈)
(道路3.8km年3回泥上、草刈)

共同取組活動

農地法面の点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(1km、年3回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械・農作業の共同化
(15.8ha→現状維持)

共同取組活動

農地法面・水路・農道の補修
(農道0.2kmの補修)
(水門3カ所の施工)

共同取組活動

担い手への農作業委託
(2.0ha→2.5ha)

共同取組活動

4 今後の課題等

田植機、コンバイン等の大型共同機械の導入を図り、共同作業を実施しているが、現在、共同機械の保管場所がない状況にあることから、集落内の空家を利活用した格納庫及び作業施設の導入について検討しているところである。

また、平成23年4月、集落内の大部分の農家が参加し、機械の共同利用組織を立ち上げたところであり、今後さらに組織強化に努めていく予定である。

しかしながら、取組時から10年以上が経過し、後継者不足が喫緊の課題となっており、用水管理や農道草刈り作業など、体力的に困難な状況となっている。

第2期対策の主な成果

- 認定農業者：H17（0人）⇒H21（1人）
- 共同機械購入：H19年度1台（コンバイン）

6 営農組合による機械・農作業の共同利用面積の拡大

1 集落協定の概要

市町村・協定名	なんとし ふとみ 南砺市 太美				
協定面積 27.0ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地	
交付金額 377万円	個人配分			0%	
	共同取組活動(100%)	役員報酬			1%
		農道・水路管理費			1%
		農道・水路整備費			93%
		鳥獣被害防止対策費			3%
		多面的機能増進			1%
その他			1%		
協定参加者	農業者28人、機械共同利用組織1、非農家8人			開始：平成12年度	

2 取組に至る経緯

当地区は典型的な中山間地域にあり、昭和40年代に水田の区画整理を実施し、農作業の効率化が図られたが、少子高齢化が進んだことから平成12年度に集落協定を締結し、集落共同作業に取り組む農地の保全を図ることとした。あわせて、営農組合を立ち上げ、育苗と転作作物について共同作業に取り組んだ。

3 取組の内容

今年、大豆管理機を購入し、除草と畝立の作業の効率化を図るとともに、農道（舗装）や水路の整備を行い農作業の安全確保と農道草刈り作業の省力化を図った。しかし、まだ未舗装ケ所もあることから、平成24、25年度も引き続き整備を実施することとしている。さらに、今後は、耕作放棄地の発生を未然に防止するため、水稻についても育苗以外の耕起・田植・刈取等の基幹作業の共同取り組み面積拡大に努めている。また、人の確保が一番重要であると考えており、近隣集落との連携も視野に入れて取り組みを行うこととしている。



農道の草刈と水路の清掃作業



共同育苗作業



集落の将来像

- 営農組合へ基幹農作業を集積し、農業の継続が困難となった農地に対してサポート体制の維持と機械・農作業の共同利用面積増加、共同機械の稼働率の向上を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地に対してサポート体制の維持。
- 機械・農作業の共同利用面積を拡大し、共同機械の稼働率の向上を図る。
- 地場産直売所『ふとみぼれ』で製品の販売促進。

[活動内容]



集落外との連携

- 立野脇、綱掛集落と連携して転作に関する作業実施。農業をやる人の募集。

4 今後の課題等

一にも、二にも人間の確保、農業をやる人をどう求めるかが今後の課題。

第2期対策の主な成果

- 農地及び施設の保全、管理
 - 水路8.24km、農道5.16km（一部市道、県道も清掃、草刈り実施）の清掃と草刈り
 - 農地法面の点検 年2回以上（全体で）、随時（個人）
- 多面的機能の増進活動
 - 堆きゅう肥の施肥（393.3a）牛糞
 - 緑肥作物の作付け（6.3a）

7 サポート体制の整備

① 集落協定の概要

市町村・協定名	なかにいかわぐんかみいちまち おおまつ 中新川郡上市町 大松			
協定面積 17ha	田 (100%) 米	畑	草地	採草放牧地
交付金額 289万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	共同作業にかかる経費		15%
		農道の維持管理・補修等 報償費・役員報酬		24%
協定参加者	農業者40、非農業者5人			開始：平成12年度

② 取組に至る経緯

農業生産活動を持続して、集落の多面的機能を確保していくため、耕作放棄地の発生を防止し、農道・水路等の維持管理を共同で取り組む体制の整備を目的に、平成12年度の第1期対策では、大松集落と大松新集落がそれぞれ集落協定を締結していましたが、2集落が隣接していることや農業生産活動を共同で取り組みやすいことから平成17年度の第2期対策から大松集落として集落協定を締結し、耕作放棄地の防止に取り組んできました。

平成22年度の第3期対策からは集団的サポート型が創設されたことから、協定参加者の高齢化が更に進行している現状を踏まえ、協定参加者が耕作できなくなった場合の集落ぐるみによるサポート体制を構築し農業生産活動の維持を図っている。

③ 取組の内容

- 集落協定参加者による水路の泥あげなどの農業生産活動や、景観作物の作付、下草刈りによる多面的機能増進活動を実施している。
- 病虫害防除機による、集落協定内の対象農用地において、共同防除を実施している。
- 野生鳥獣による農作物等の被害軽減のため、電気柵を設置している。



共同防除



農道草刈り



集落の将来像

- 共同機械利用や機械作業受託による農作業の分担化等を推進し、農業の継続が困難となった農地が生じた場合の体制を整備することで、共同での水路・農道等の維持管理、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付など多面的機能の増進を図り、もって耕作放棄地の発生を防止する。



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合は、集落ぐるみのサポート体制により農業生産活動の維持を図る。
- 多面的機能の増進のため、農地と一体となった周辺林地の下草刈り及び景観作物の作付けを行う。

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理 (田17ha)</p> <p>個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り (約1.3ha,年1回)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>農業の継続が困難となった農地が生じた場合の体制を整備</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・農道の管理 (水路4.7km、年2回清掃、草刈り) (道路4.1km、年1回草刈り、補修等)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>景観作物の作付 (景観作物としてひまわりを4a作付け。)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>機械農作業の共同化及び共同作業(共同防除6.3ha)</p> <p>共同取組活動</p>
<p>農地法面の点検 (年2回及び随時)</p> <p>共同取組活動</p>		<p>電気柵の設置 (2km)</p> <p>共同取組活動</p>

4 今後の課題等

高齢化に伴う農業生産活動の継続困難な農地の増加に対応していく必要がある。また鳥獣被害も近年は深刻でありその対策を進めていく必要がある。

第2期対策の主な成果

- 電気柵の設置 (1.3km)
- 共同利用機械を使用した防除の実施 (面積 7.2ha)

平成23年度 農村環境保全優良活動コンクール 知事賞受賞団体

8 鳥獣被害対策と生産基盤の整備により生産意欲を向上

1 集落協定の概要

市町村・協定名	うおづし しもつばき 魚津市 下椿			
協定面積 11.4ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 240万円	個人配分			49%
	共同取組活動(51%)	水路・農道等の維持管理費		10%
		共同利用機械の導入費		20%
		その他（鳥獣害対策、役員報酬）		21%
協定参加者	農業者14人			開始：平成12年度

2 取組に至る経緯

下椿集落は魚津市の西部に位置し、ほ場整備された農地が広がっている中山間地域集落である。これまでに中山間地域等直接支払交付金を利用して、集落共同の農業機械を購入して労働力の軽減やコスト削減につとめ、担い手への農地集積を図ってきた。しかし、協定参加者の高齢化に加えサル等の鳥獣被害の増加で生産意欲が低下しており、集落で生産意欲の向上を図るため、鳥獣被害対策の実施や未舗装農道の舗装等による取組みを実施している。

3 取組の内容

下椿集落では、水路・農道の維持管理や周辺林地の草刈り等による共同作業のほか、交付金を活用して集落共同機械を購入し、認定農業者へ協定農用地の集積を図り営農活動の強化に努めている。

鳥獣被害の軽減を図るため電気柵の設置と併せて生産基盤となる農道を整備するため、集落の直営施工によるコンクリート舗装工事を行い、生産条件を強化し、集落での生産意欲の向上を図っている。



鳥獣被害防止電気柵の設置



農道のコンクリート舗装



集落の将来像

- 「力を合わせ村の田んぼを守ろう」をテーマに集落ぐるみで営農体制を確立する。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業・機械の共同化により、集落全体で農地を保全・管理していく。
- 電気柵の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。
- 集落内の農道・水路の改修を図り、農業生産活動の効率化を図る。

[活動内容]



集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会と連携し、協議会の会員(集落外農家)とともに、協定農用地内の遊休農用地において景観作物「ひまわり」の種まき・観賞会・収穫まで1年間を通じた共同作業を行う。

4 今後の課題等

中山間地域等直接支払制度をきっかけに、認定農業者への農地利用集積や農業用施設の維持管理といった共同取組活動に集落住民の農地保全意識が高まってきている。

担い手の不足に加え、協定参加者の高齢化という問題も如実に現れてきている中、新たな後継者の育成に努め、他集落との連携による共同取組活動を拡大していくことがこれから必要である。

第2期対策の主な成果

- 認定農業者の育成・確保(当初1名、目標1名、H21実績1名)
- ラジコンヘリでの共同防除による労働力の軽減(H21実績11ha)
- 基幹的農作業に係る農業機械の共同利用(当初0ha、H21実績1.4ha)

9 農業施設の整備による生産条件の強化

1 集落協定の概要

市町村・協定名	となみし 砺波市 <small>そのこ</small> 孫子			
協定面積 6.1ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 128万円	個人配分			34%
	共同取組活動 (66%)	農業施設の購入		55%
		水路・農道等の維持管理		9%
		事務経費		1%
		役員報酬		1%
協定参加者	農業者6人			開始：平成12年度

2 取組に至る経緯

孫子集落は、砺波市南東部の梅檀山地区内に位置している。集落では、高齢化や住民の都市部流出、高地ゆえに農業用水の安定的な確保が難しいことなどから、農業生産活動の維持に不安を抱えていた。

平成12年の集落協定締結以降は、共同機械の導入、農業施設の整備、管理を行い、農業生産効率の向上を図ってきた。

第3期対策からは、農業生産活動の更なる共同化、効率化を図っている。

3 取組の内容

第2期対策までに、農道、水路の整備、補修、管理のほか、畦塗り機や揚水ポンプの導入により、農業用水の安定的な確保に取り組んできた。

第3期対策では、共同育苗施設の整備や農業機械の共同利用を進めるとともに、農道の舗装やため池等農業施設の補修により、農作業の更なる効率化を図っている。



法面の草刈り作業



冬の湛水化



集落の将来像

- 農業施設、共同機械の整備、利用を進め、集落全体で農地の維持管理を行う。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業、機械利用の共同化を進める。
- 農業施設の適切な管理、補修により、農業効率の維持・向上を図る

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田6.1ha)

個別対応・共同取組活動

水路・ため池の管理
(水路1.0km、年2回清掃、
草刈り)
(ため池、年2回清掃、
草刈り)

共同取組活動

農地法面の点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

冬期の湛水化による鳥類の
餌場の確保 (3.0ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農作業の共同化
(トラクターの共同利用5.2ha)

共同取組活動

共同で支えあう集団的かつ
持続可能な体制の整備
(農作業の継続が困難な農用
地が発生した場合は、集落ぐる
みの共同取組活動により、農
業生産活動等の維持を図る)

共同取組活動

④ 今後の課題等

農業者の高齢化が進んでいる中で、後継者育成の取り組みが求められている。

また、周辺においてイノシシの出没が増加しており、今後の農作物への被害が懸念されることから、獣害への対応が求められている。

第2期対策の主な成果

- 農業施設の導入による生産条件強化 [H20揚水ポンプ 受益面積約5ha]
- 共同利用機械の導入による生産条件強化 [H12トラクター 受益面積約5ha]

10 集落が一体となった鳥獣害対策

① 集落協定の概要

市町村・協定名	なめりかわし とうふくじ の 滑川市 東福寺野			
協定面積 43.3ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 728万円	個人配分			50%
	共同取組活動(50%)	水路、農道等の維持管理・補修等		30%
		多面的機能増進活動（周辺林地の整備、鳥獣害対策） その他（役員報酬、事務費等）		16% 4%
協定参加者	農業者18人、東福寺野生産組合（構成員15人）、非農業者19名			開始：平成13年度

② 取組に至る経緯

当集落は、滑川市の中山間地域の中でも標高が高く、富山湾を一望する眺めと豊かな自然環境に恵まれており、丘陵地に広がる農地は下流域の水資源を育んでいる。

しかしながら、その立地条件や高齢化の進行等により、農地の保全に不安があったことから、平成13年度に集落協定を締結し、農業機械の共同利用や水路・農道等の維持管理活動を実施するなど、第1期対策に取り組んできた。

さらに、近年の野生鳥獣の被害拡大により、高齢者も安心して農業生産活動を継続し、良質な米の生産が維持できるよう、第3期対策からは鳥獣被害対策に取り組んでいる。

③ 取組の内容

当集落の農地は山林に囲まれているため、サルによる農作物被害を受けやすく、さらには、本市には生息していなかったイノシシの出没もみられるようになり、耕作意欲の低下にもつながりかねない大きな課題となっていた。

このため、鳥獣による被害を未然に防止するため、集落の農地を囲うように全長約11kmに及ぶ電気柵を集落の自力施工により設置している。設置にあたっては、より効果的なものとなるよう、隣接する山林の草刈りや枝打ちを共同取組活動により実施している。

また、電気柵の設置後には、何度も草刈りを行い、適切な維持管理を徹底するとともに、県や市の助言のもと対策状況の点検を行うなど、集落一丸となって被害防除に取り組んでおり、今後も地域住民が連携して農地保全を進めていくことにしている。



鳥獣害対策の点検・話し合い



自力施工による電気柵の設置



集落の将来像

- 「みんなの農地、守ろう東福寺野集落」

集落が一体となった営農体制により、農業生産活動を継続し、農地を保全していく。



将来像を実現するための活動目標

- 耕作放棄の発生防止
農地の点検を実施し、耕作放棄の発生を防止するとともに、農用地の集積を進める。
- サル、イノシシ等の被害防止
協定農用地のネット及び電気柵の設置等を行い、鳥獣害対策を実施する。
協定農用地周辺林地の枝打ち、下草刈り及び防虫対策を実施する。
- 用排水路、農道等の施設の保守
施設の点検・清掃を定期に実施するとともに、老朽化している箇所の修繕・改修を行う。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田43.3ha)
個別対応

農地法面の定期的な点検
(年4回及び随時)
共同取組活動

水路・作業道の管理
(水路3.0km、年2回清掃、草刈り)
(道路5.0km、年2回草刈り)
共同取組活動

鳥獣被害対策の実施
(電気柵11km、設置・点検)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺山林の枝打ち、
下草刈り(約5.0ha、年4回)
共同取組活動及び個別対応

4 今後の課題等

集落ぐるみでの電気柵の設置や草刈り活動、点検活動等を通して、将来像に向けた集落の一体性、協定参加者の意識は一層高まっている。

しかしながら、集落農業者の高齢化と減少という大きな課題の中で、農業生産活動を継続する上ではもちろんのこと、そのために必要不可欠な鳥獣害を防ぐためにはより広域的な対策が求められており、近隣集落等の集落外との連携が求められている。

第2期対策の主な成果

第2期対策は取り組んでいません。

11 景観形成作物の作付けによる農地の保全活動

1 集落協定の概要

市町村・協定名	なかにいかわくんとてやままち しらいわ 中新川郡立山町 白岩			
協定面積 15.4ha	田 (99.1%)	畑 (0.9%)	草地	採草放牧地
	水稻	果樹		
交付金額 171万円	個人配分			52%
	共同取組活動(48%)	集落の各担当者の活動費 生産性・収益向上に向けた活動費 農道・水路等の維持管理に関する共同活動費 集落協定に基づく農用地の維持管理活動費 水路補修工事のための積立金 事務費等		3% 1% 23% 4% 18% 1%
協定参加者	農業者21人、非農業者1人			開始：平成14年度

2 取組に至る経緯

白岩集落は、立山町中心市街地から約6km東に位置し、集落南部に白岩川ダムを望む中山間地域である。

急傾斜地であり、高齢化も進んでいることから、集落で話し合いを持った結果、水路・農道等の維持管理や農作業の共同化を進めると共に農地の保全を図るため、中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなった。

3 取組の内容

平成14年度に協定を締結後、集落で協力して水路・農道や周辺林地の草刈を行ってきた。

また、農作業の省力化を図るため、水稻の病虫害共同防除も行っている。

さらに、景観形成作物であるコスモスやひまわりの作付けを行い、農地の保全に努めている。



共同防除



ひまわりの作付



集落の将来像

- 「小集団活動の力を発揮しよう」をスローガンに農地の集積、農作業の共同化を目指す。
- 農道、用排水路の整備を年次的に進め、集落全員で維持管理を行う。
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、集落ぐるみでサポートできる体制を整備する。

将来像を実現するための活動目標

- 集落の中で小集団を形成し、農地の集積による効率的な営農を推進する。
- 農作業の共同化を促進し、コスト削減を図る。
- 多面的機能の増進のため、農地と一体となった周辺林地の下草刈り及び景観作物の作付けを行う。

[活動内容]



集落外との連携

- 東谷地区山ウド生産組合と連携し、山ウド観光菜園を5月上旬に開園、地区外の来客者と交流している。

4 今後の課題等

- 中蔵用水路・排水路については老朽化しているため早急に改修を行う必要がある。
- 中蔵地区では揚水ポンプにて取水する必要がある、引き続き揚水ポンプ等の維持管理が必要である。
- 景観作物については今後も作付けを継続していきたい。

第2期対策の主な成果

- 水路・農道の管理 (H21実績 水路3.1km、農道3.2km、年2回草刈り・清掃・補修)
- 揚水ポンプ遠方制御工事 (H21)
- 揚水管他塗装工事 (H19・H21)
- 揚水ポンプ電線管取替え工事 (H21)
- 景観作物の作付け (コスモスH21実績0.5ha)

『さらなる集落の活性化に向けて』

ポイント

1

「集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう!!」

昨年度から高齢化にも十分配慮したより取り組みやすい制度に拡充し、第3期対策としてスタートしています。

制度開始から11年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の耕作放棄地については、集落や地域など皆の力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。(別途、耕作放棄地の復元に対する支援もあります。)

ポイント

2

「地域農業の維持・活性化のため、引き続き 地域一体となって活動に取り組みましょう!!」

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。

地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

「交付金は制度の主旨に沿った使い方をしましょう!!」

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

**過疎化や高齢化により、単独での活動が難しい場合は、
近隣集落等と連携した取り組みについて話し合ってみませんか。**

集落間の連携の例

(1) 近隣集落と協定を締結

自分たちの集落だけでは農地の維持・管理が難しい場合でも、近隣集落と協定を締結することにより、連携して農地の維持・管理を行うことができます。

(2) 近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積

農地が狭小で分散しているため規模拡大が困難な場合でも、近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積することにより、農地の維持・管理を行うことができます。

(3) 近隣集落と連携して集落営農組織を設立

複数集落で集落営農を設立すれば、よりスケールメリットを活かした経営が可能となります。また、隣の集落営農と統合して法人化することも可能です。

(4) 地域が一体となった協議会を設立

鳥獣被害対策や農産物の地域ブランド化は、地域が一体となった協議会を設立するなどして取り組めばより効果的です。

(5) その他の連携

非農家、非対象農家等の協定への参加や、都市住民や学校教育機関、NPO法人、企業等との交流・連携が可能です。





ヤギによる舌草刈り（魚津市 小菅沼集落協定）

この制度に関する問い合わせ先

各市町の農業担当者または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課	〒937-0863 魚津市新宿10-7 TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154
富山農林振興センター 企画振興課	〒930-0096 富山市舟橋北町1-11 TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518
高岡農林振興センター 企画振興課	〒933-0806 高岡市赤祖父211 TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466
砺波農林振興センター 企画振興課	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144
富山県農林水産部農村振興課	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427



元気ハツラツ富山の田舎
活性化に向けて